主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐古田英郎、同田邉光夫の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、 記録によれば、捜査機関が、本件事実につき、被告人を逮捕、勾留、起訴しないこ とを約束し、この条件のもとに、所論の関係者から捜査協力を得た事実は認められ ないから、所論は前提を欠き、その余は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主 張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五二年七月一九日

最高裁判所第二小法廷

_	喜	<del>大</del>	裁判長裁判官
	昌	到	裁判官
		吉	裁判官
		<b>‡</b>	裁判官
	_	<b>퇃</b>	裁判官